

特別査察（緊急の立入検査）を実施

嶺北消防組合は、令和7年8月18日に大阪府中央区で発生した雑居ビル火災を受け、市民の安全確保と火災の発生防止を図るため、令和7年8月26日から当組合管内の15施設の特別査察（緊急の立入検査）を実施しています。

今回の特別査察では、飲食店等が入居する管内の3階建て以上の施設に対して実施します。火災予防体制の徹底を目的に、避難経路の確保状況や火気設備の管理状況を重点的に確認し、不備が発見された場合には速やかに是正指導を行います。

1 対象施設

飲食店若しくはスナック等が入居する3階建て以上の施設

2 実施期間

令和7年8月26日（火）～9月12日（金）



令和7年8月26日実施 管内料理店での特別査察状況

お問い合わせ

所属：嶺北消防本部予防課 連絡先：0776-51-8435 E-mail：yobou@reihoku-fd.jp